

奥野総合法律事務所・外国法共同事業

URL <http://www.okunolaw.com> E-mail info@okunolaw.com

〒104-0031 東京都中央区京橋 1-2-5 京橋 TD ビル 8 階 (受付 7 階)

TEL: 03-3274-3805 / FAX: 03-3272-2245



法律家として理想の社会の実現にアプローチ

「大規模事案から身の回りの事案まで」——奥野総合法律事務所・外国法共同事業は大企業から中小企業、個人依頼者の案件まで案件の大小を問わず幅広く取り扱う。事業再生で数多くの実績を残していることもあり、企業を主なクライアントとしている印象があるが、「市民に開かれた“市井の法律事務所”という姿勢も失



テレビ式拡大読書器

わないようにしたいと思っています」。野村茂樹弁護士はこのように語り、理想とすべき社会の実現に向けて法律家としてどのようなアプローチができるかを模索しながら、社会貢献活動にも積極的に取り組む。

学校法人の理事長らが不適格なファンドへの投資によって学校法人に多額の損害を与えた事件では、学校法人の代理人として理事長らに対する損害賠償を命じる判決を勝ち得た。「学校法人は税金による補助を受けている公益性が強い存在であるにもかかわらず危険性の高い実態不明のファンドに何十億もの投資を行った理事長らに対し、学校法人における理事の善管注意義務がいかにあるべきかを問い合わせました。株式会社の役員に対して善管注意義務を問うた判例は過去にありますが、公益性が強い学校法人の理事に対してはほとんどありません。社会的に意義は大きかったと考えています」

法改正は障害理解のきっかけ

2016年4月1日に改正障害者雇用促進法と障害者差別解消法が施行される。野村弁護士は視神経萎縮によって右眼を失明し、左眼の視力は0.03という視覚障害を持ちながら、テレビ式拡大読書器を使用して司法試験に合格した日本初の弁護士でもある。

「これらの差別禁止法制は行政機関にとどまらず民間事業者にも義務を課しています。従わなかつたからといって罰せられるわけではありませんが、障害者と共に生きる社会を目指すことで、高齢化社会における福祉にも理解が進むきっかけになると思います」

今回の法施行で「合理的配慮の提供」が大きな意味を持つ。民間事業者に、雇用・労働分野では法的義務が、それ以外の分野では努力義務が課される。

「これまで障害者自身の治療や訓練、努力による克服を重視した“医療モデル”が前提としてありました。が、合理的配慮の提供による社会的障壁の除去を前提とする“社会モデル”への転換が図られています。例えば、私が司法試験を受験する際、テレビ式拡大読書器の使用と試験時間の延長が認められました。これがいわゆる合理的配慮です。障害者に対して必要以上に気を遣うわけではなく、障害の特性に応じたちょっとした気配りでよいことが多いのです」

身体障害者や知的障害者、精神障害者は国民の6%に達している。「法で規制されたから」「企業のCSRの一環として」といった受け身の理由からではなく、障害者の採用を企業戦略の一つとして位置付けることの重要性を野村弁護士は強調する。

「障害者を採用し、どのような合理的配慮が必要かと一緒に考えることによって、それまで気付かなかった新たなサービスや商品が生まれる可能性も十分にあります。4人に1人が65歳

野村茂樹
弁護士
Shigeki Nomura

東京大学法学部卒業。83年東京弁護士会登録。当事務所入所。視神経萎縮により、74年左眼0.03、75年右眼失明。テレビ式拡大読書器を使用して読み書き、日本で初めての視覚障害者の司法試験合格者。日本弁護士連合会第57回人権擁護大会シンポジウム第二分科会実行委員会実行委員長などを務める。



以上という高齢化社会が進むなか、多くの人々が利用しやすいサービスや商品とはどのようなものかを考える際のアイデアを提供してくれる、今後の企業戦略に役立つものとなるはずです。合理的配慮を前向きに捉えていくことは、企業にとって価値のあることだと考えています」

Data

◆所属弁護士等

弁護士 34名・外国法事務弁護士1名 (2015年12月1日現在)

◆沿革

1924年(大正13年)「奥野彦六法律事務所」として創設。2014年(平成26年)「奥野総合法律事務所・外国法共同事業」に改称

◆過去の主要案件

■倒産再生案件:更生管財人(日本リース、ホリディタワー他)、会社更生申立(あしげんファイナンシャルグループ他)、会社更生債権者申立(蓼科グランドホテル、金馬車他)、預金保険法適用申請(日本振興銀行)、民事再生・各種的整理手続等多数 ■金融案件:日本航空更生手続に関する融資アドバイス他 ■会社関係争訟案件:巨額業務上横領案件の債権回収、学校法人理事の責任追及他

◆所属弁護士等による主な著書・論文(共著含む)

『会社再建』『Q&A株式・社債等の法務と税務』『会社役員規程マニュアル』『Q&A親子・関連会社の実務』『金融機関のための倒産・再生の実務』『ABL実行の手引き 融資から回収まで』『契約類型別取引先破綻における契約の諸問題』『破産申立マニュアル第2版』『民事再生手続と監督委員』『内部統制と取締役の責任』『M&A活用と防衛戦略』『民事介入暴力対策マニュアル第4版』『新労働事件実務マニュアル第3版』その他多数